

川越市立中学校部活動指導員人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 市内公立中学校の学校部活動（以下「部活動」という。）の地域連携や休日の部活動の地域クラブ活動への移行を推進し、子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、部活動指導員を確保し、市内公立中学校の求めに応じて指導者を紹介するマッチング機能としての役割を果たすことを主な目的として、川越市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に、川越市立中学校部活動指導員人材バンク（以下「指導員人材バンク」という。）を設置する。

(業務)

第2条 市教育委員会が実施する部活動指導員の主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他、部活動指導に関する事項につき教育委員会及び所属校の校長が必要と認める事項

(庶務)

第3条 部活動指導員及び指導員人材バンクに関する庶務全般を学校教育部 教育指導課において担当する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、指導員人材バンクの業務に関して必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する